

(1) 定型的利用

定型的利用とは毎月定期的に利用している場合。

- ※兄弟・姉妹割引を適用する場合は、下記減免率表に基づく減免計算後の額から割引を適用。
- ※減免計算時の端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。
- ※食材料費に兄弟・姉妹割引はありません。

①無償化の対象となる児童

区分	段階	定義・目安	課税額 目安	(1) 定型的利用月額料金を減免した場合			
				乳児	1・2歳	3歳児	4歳以上
A 長生会常勤職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0
B 長生会非常勤職員・ 連携企業登録職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0
C 地域枠登録スタッフ	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0

◆3歳児以上で3段階以上に(6)食材料費のみ請求となります。

★市町村民税所得割課税額に応じた無料・低額利用制度

市町村民税所得割額の世帯合計(原則両親)が61,600円未満の場合等、一定要件を満たしている方については上記の表のとおり減免する制度です。

無償化の対象となる児童とは

・3～5歳児

保育の必要性のある児童

・0～2歳児

住民税非課税世帯で、保育の必要性のある児童。

※保育の必要性のある児童とは

ア「従業員枠」の利用児童については全ての児童。

イ「地域枠」の利用児童については市町村による保育認定(2号・3号)を受けている児童。

※住民税非課税世帯であるかどうかは、4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

②無償化の対象とならない児童

区分	段階	定義・目安	課税額 目安	(1) 定型的利用月額料金を減免した場合			
				乳児	1・2歳	3歳児	4歳以上
A 長生会常勤職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	7,000	6,700	2,000	1,600
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	9,400	8,900	4,100	3,700
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	11,700	11,100	6,300	5,700
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	14,000	13,300	8,400	7,700
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	16,400	15,500	10,600	9,800
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	23,400	22,200	17,000	15,900
B 長生会非常勤職員・ 連携企業登録職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	7,700	7,300	2,500	2,200
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	10,200	9,800	4,800	4,500
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	12,800	12,200	7,200	6,700
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	15,400	14,600	9,500	8,900
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	17,900	17,100	11,800	11,200
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	25,600	24,400	18,800	17,900
C 地域枠登録スタッフ	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	8,300	8,000	3,200	2,900
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	11,100	10,600	5,700	5,300
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	13,900	13,300	8,300	7,800
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	16,700	16,000	10,800	10,300
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	19,500	18,600	13,400	12,700
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	27,800	26,600	21,000	20,100

◆3歳児以上で4段階以上に(6)食材料費を請求します。

★市町村民税所得割課税額に応じた無料・低額利用制度

市町村民税所得割額の世帯合計(原則両親)が61,600円未満の場合等、一定要件を満たしている方については上記の表のとおり減免する制度です。
4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

●病欠により10日以上お休みされた場合は、不定型的利用で算定します。(病欠以外の、家庭保育等本人の都合によるお休みの場合は該当しません。)

(2)短時間利用

短時間利用A

短時間利用Aとは毎月定期的に利用している者の内、月に100時間未満の短時間の利用しかない場合。

(1)で算出した月額料金の55%とします。尚、端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)C地域枠乳児の場合 : (1)月額料金27,800円×0.55=15,300円

例2)B長生会非常勤3歳児の場合:(1)月額料金18,800円×0.55+食材料費3,000円=13,300円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表で定める減免率を乗じて算出します。

短時間利用B

短時間利用Bとは毎月定期的に利用している者の内、月に130時間未満の短時間の利用しかない場合。

(1)で算出した月額料金の65%とします。尚、端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)C地域枠乳児の場合 : (1)月額料金27,800円×0.65=18,100円

例2)B長生会非常勤3歳児の場合:(1)月額料金18,800円×0.65+食材料費3,000円=15,200円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表で定める減免率を乗じて算出します。

(3)余裕活用型一時預かり利用

事前に利用登録している原則3歳以上の園児で、不定期で一時的な利用である場合。(兄弟・姉妹が在園の場合、利用日数について、ご相談に応じます。)

普段通っている保育園・幼稚園等が閉所している夜間や休日など、通常の保育サービス等が受けられない時間、曜日に利用できる。

年齢	食材料費	半日利用	一日利用	1h延長	2h延長	夕方利用
3歳児以上	140	660	1,110	500	1,000	4,000
2歳児以下		1,000	1,500	1,000	2,000	4,500

半日 5.5hまで
一日 7:30~18:30
夕方利用 14:30~20:30

※2歳児以下は食材料費を含みます。
※兄弟・姉妹割引の適用はありません。

(4)不定型的利用

不定型的利用者とは入園・退園の月、病欠により10日以上お休みをした場合。

(1)で算出した月額料金に実利用日数を乗じた額を30日で除した額とします。尚、端数については合計額から10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)B長生会非常勤乳児が15日利用した場合:(1)月額料金25,600円×15日利用÷30日=12,800円

例2)無償化の対象とならないC地域枠3歳児が13日利用した場合

:(1)月額料金21,000円×13日利用÷30日+食材料費2,000円=11,100円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表のとおり減免します。

※(1)~(4)に関する特記事項

<月額基本料金に含まれている費用>

- 食材料費 0~2歳児のお子様は食材料費は頂きません。
- 保健衛生費 石鹸代、日用品費、トイレ、ふろ場などの洗剤、消耗器具備品、医薬品、感染症予防に関する物品、食器用洗剤、オムツやお尻拭きの予備、寝具類のメンテナンス等に要する費用を含んでいます。
- 保育材料費 連絡帳、自由帳、折り紙、画用紙、文具、図書、CD、玩具、楽器、縄跳び、ボール、植物栽培セット、動物飼育セット、工作用具等保育に必要な教材の費用及び行事やイベントに使用する保育材料を含んでいます。

<その他、実費を頂く費用>

- ・園外保育のための園児交通費、入園料、飲食代、園外保育に同行する職員交通費は旅費交通費等保育に必要な材料費、イベント実施のための器具レンタル、希望者を募って実施する英会話、体操等の講師料として別途保育材料費を個々に徴収させて頂く場合があります。
- ・共用で使用するものについては保育材料費として基本料金に含まれている為、別途頂くことはありません。
- ・日本スポーツ振興センター共済掛金として年額245円頂いております。

<その他の特記事項>

- ・市町村民税の所得割課税額の世帯合算額が年額61,600円未満の方は減額制度を適用させて頂きます。
- ・月の途中からの入園の場合で利用日数が16日/月に満たない場合は、(2)不定型的利用料金を適用させて頂きます。
- ・その他の注意事項、支払方法等につきましては、(7)その他の注意事項、(8)支払方法をご参照下さい。

(5) 延長保育料

(1) (2) (4)の利用で18時30分を超える場合に加算します。

延長時間	金額
0.5h	400
1.0h	800
1.5h	1,200
2.0h	1,600

(6) 食材料費

3～5歳児で無償化の対象となる場合で3段階以上、または3～5歳児で無償化の対象とならない場合で4段階以上に加算します。

食材料費の割引はありません。

利用形態	月額
(1) 定型的利用 (2) 短時間利用	3,000円
(4) 不定形的利用	2,000円

(7) その他の注意事項

- 基本料金について
基本料金は国が定める自己負担相当額から当法人独自に一定額割引いた額を設定しています。国の基準が変更になった場合はその増減額に応じ料金を変更させて頂く場合があります。
- 延長保育の取扱いについて
事前申し込みにより18:30～20:30の2時間を限度として延長保育を実施致しますが、事前申し込みがない場合でも、お迎えの遅延により保育標準時間の18:30を超えた場合は延長保育料金を加算させて頂く場合があります。また、夕食が必要な場合は別に350円頂きます。
- 年齢の区分は4月1日現在の満年齢で算定させて頂きます。
- お子様をお二人以上お預け頂く場合は料金表(1)、(2)、(4)の各方法により算出した額から2人目のお子様は半額、三人以上お預け頂く場合は、3人目以上のお子様は無料とさせて頂きます。
- 要保護者世帯とはひとり親世帯、在宅障害児(者)がいる世帯をいいます。
- 減免(割引)制度は市町村の制度を参考に当園独自に生活困窮者支援として無料、低額でのサービス提供を実施するもので、市町村の制度とは異なります。
- 減免制度利用時は前年度の所得が分かる「所得証明書」等をご提出頂きます。
4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

(8) 支払方法

- 当月末日までの料金を計算し、翌月10日頃に請求書を発行させて頂きます
- 事前にご登録頂きました、口座より請求書発行月の25日(土、日祝日の場合は翌営業日)に口座振替をさせて頂きます。
- 事前登録口座はお取り扱い銀行を指定させて頂きますのでご了承下さい。
- 口座振替完了後、翌月10日発行の請求書に領収書を同封させて頂きます。
- 残高不足等により口座振替が出来なかった場合には期日までにお振込み頂くか、翌月二か月分の口座振替をさせて頂きます。その際、手数料を頂く場合があります。
- 滞納が三ヶ月分蓄積され督促したにもかかわらず、お支払がない場合は運営規程第8条第4項によりサービス提供を終了させて頂く場合がございますので、ご注意ください。